

「国際海上輸出コンテナの安定的な輸送に必要な重量確定・情報伝達等のあり方に係る検討会」 検討結果及び今後の施策の方針

検討会設置の背景

- ✓ コンテナ総重量を適切な方法で確定させること等を内容とする改正SOLAS条約が平成28年に発効。国内では海上輸出コンテナの総重量を確定する荷送人（届出荷送人）及び荷送人に代わって総重量の確定を行う者（登録確定事業者）に対し、事前に届出・登録を求める制度が施行。
- ✓ 施行から2年が経過し、本制度に関する課題が明確になってきたことを踏まえ、その円滑・適切な実施を図るため、関係者から構成される検討会を設置し、以下の2点を中心に審議を行った。

1. コンテナ総重量確定の品質確保
2. 国際的に通用する標準的な電子的情報の利活用方策

検討結果及び今後の施策の方針

1. コンテナ総重量確定の品質確保

【示された課題】

- 重量確定業務を行う者の取組みが多様な中、その状況を把握するための情報が不足
- 重量確定業務を行う者の中に、制度の内容を理解するための教育・訓練等を受けていない者が存在等

施策1：ガイドライン改訂等による品質の確保

- ✓ 重量確定業務に係る各者の取組み状況の収集及び公表（重量確定方法、内外監査の状況 等）
- ✓ 教育・訓練の実施状況の手順書への明記 等

ガイドラインの充実等による品質確保

2. 電子的情報の利活用方策

【示された課題】

- 荷送人が船社、港湾ターミナルに提供すべき標準的な伝達項目やルートが未定
- コンテナ総重量確定制度だけでなく、貿易手続き全般に関する電子化手続きの検討と併せて行うべき等

施策2：関連省庁・機関との連携強化

- ✓ 貿易手続き全般の電子化を目指す「港湾関連データ連携基盤」の関連省庁・機関への本検討会のアウトプットの提供

情報提供による検討促進

国土交通省海事局は上記施策の方針を基に、引き続き国際海上輸出コンテナの安定的な輸送確保及び電子的情報の利活用促進に努めて参ります。